

11. 復興まちづくり（5章）

■ 経緯

- 円滑かつ迅速な復興のため、市街地復興事業として、防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業等について所要の制度を改正。
- 津波の被災地では住宅や業務施設のみならず、学校・病院・官公庁施設といった公益的施設にも甚大な被害。地域全体の復興の拠点機能を緊急整備する事業として、津波復興拠点整備事業制度を新たに創設。

■ 課題

- 住民との合意形成を経て復興事業を進めるため事業の進捗に時間を要した一方で、被災者の生活再建状況や意向が刻々と変化するなど、その生活再建のスピード感に違いが生じた。
- 発災直後の将来に対する不透明感や復興計画等の流動性、その後の個々人の事情や環境変化、復興事業の具体化等から住民意向が変化し、未利用地の問題が生じた。
- 国の財政支援等を受けて整備された公共施設等の維持管理・更新費の増大が懸念される。

▼土地区画整理事業(65地区)の造成地の活用状況（令和4年12月末現在）

	土地区画整理事業による 宅地供給(全体面積)	造成完了済	土地活用済	造成完了済に対する 土地活用済の割合
岩手県	308 ha	308 ha	175 ha	57%
宮城県	622 ha	622 ha	494 ha	79%
福島県	79 ha	79 ha	58 ha	73%
総計	1,009 ha	1,009 ha	727 ha	72%

注1) 宅地面積に、農地、鉄道用地、社寺、墓地、鉄塔用地等は含まない。
注2) 「土地活用済」とは、建築済のほか、農業的利用や駐車場利用等、何かしら土地活用を行っている状態をいう。

■ 実績

- 市街地復興事業実施にあたり、一刻も早い被災者の生活再建に向け、多岐にわたる加速化措置などを実施。復興・創生期間内での完成により早期の住まいの再建につなげることができた。

▼民間住宅等用地の整備状況 (R2年12月末時点)

(宅地供給時期・累計) (単位: 戸)

	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	計 画
岩手県 (進捗率)	2,385 32%	4,164 56%	6,064 81%	7,138 96%	7,418 99.3%	7,472 100%	7,472
宮城県 (進捗率)	5,064 57%	7,273 82%	8,308 93%	8,822 99.1%	8,900 100%	8,900 100%	8,900
福島県 (進捗率)	730 39%	1,294 70%	1,817 98%	1,838 99.1%	1,854 100%	1,854 100%	1,854
計 (進捗率)	8,179 45%	12,731 70%	16,189 89%	17,798 98%	18,172 99.7%	18,226 100%	18,226

注) 民間住宅等用地は、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業の3事業を指す。

■ 主な評価・教訓

- 発災後に事業を計画すると過大となる恐れがあるので、国立社会保障・人口問題研究所等の将来推計に基づいた人口減少等の社会トレンドを踏まえ、まちの将来像を平時から検討するとともに、復興事前準備の取組を進めることが必要であり、国や都道府県が市町村の取組を支えていくべきとの意見がある。
- 移転にあたり生業等の兼ね合いから集約できなかった小規模集落の維持には懸念があるとの指摘があり、適切な規模に集約して整備を行うなど持続可能性を踏まえた取組が必要である。
- 移転元地である公有地と周辺の私有地の混在により、活用する場合には支障となるケースがあるため、土地区画整理事業による整序化や農地等の公有化を含め、将来の姿を見据えて事業を進めることが重要であるとの意見がある。